（電気通信事業会計規則の一部改正）

第三条　電気通信事業会計規則（昭和六十年郵政省令第二十六号）の一部を次のように改正する。

様式第十四中「営業利益を記載すること」を「営業利益を記載することとし、電気通信事業法施行規則（昭和60年郵政省令第25号）第14条第３号に規定する基礎的電気通信役務を提供している場合は、摘要欄にその旨を記載すること」に改める。

（電気通信事業報告規則の一部改正）

第四条　電気通信事業報告規則（昭和六十三年郵政省令第四十六号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項の表総合デジタル通信サービスの項中「様式第一」を「様式第一及び様式第四」に改め、同表様式番号の欄中「様式第五」を「様式第四及び様式第五」に改める。

様式第四を次のように改める。

様式第４（第２条第１項関係）

電気通信役務契約等状況報告
都道府県別優先電話契約数

年３月31日現在

サービスの種類　　事業者名

都道府県	契約数	
合計		

注１　優先電話（電気通信事業法施行規則第56条第１号に掲げる機関が行う重要通信を優先的に取り扱うこととした加入電話、総合デジタル通信サービス、ＩＰ電話、携帯電話又はＰＨＳをいう。）について記載すること。

２　「都道府県」の欄は、必要に応じ、適宜増減すること。

３　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ列４番とすること。

様式第五を次のように改める。

様式第５（第２条第１項関係）

電気通信役務契約等状況報告
利用数

年　月　日現在

サービスの種類　　ＩＰ電話　　事業者名

利用数	

注１　ＩＰ電話のために最終利用者に付与されている電気通信番号の数を記載すること。

２　電気通信番号の種別及び端末系伝送路設備の種別を組み合わせたものごとに記載すること。

３　電気通信事業法施行規則第14条第３号に規定する電気通信役務を提供している場合には、これを再掲すること。

４　他の電気通信事業者に対し、卸電気通信役務契約によりサービスを提供している場合は、最終利用者に付与している電気通信番号の数を自らの利用数として含めること。

５　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ列４番とすること。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置等）

2　この省令の施行の際現にこの省令による改正後の電気通信事業法施行規則（以下「新施行規則」という。）第十四条第三号に規定する基礎的電気通信役務を提供している者は、この省令の施行の日（以下「施行日」という。）から三月以内に、次に掲げる手続を行わなければならない。この場合において、当該手続が行われるまでの間は、基礎的電気通信役務に該当しないものとみなす。

一　新施行規則第十四条第三号に規定する基礎的電気通信役務に係る契約約款の届出

二　新施行規則第十四条の二に規定する様式第十二の六の書類の報告（当該電気通信役務の提供に関し、当該電気通信事業者以外の者が提供する他の役務に係る契約が必要となる場合に限る。）

3　当分の間、新施行規則第十四条第三号に規定する基礎的電気通信役務を提供する電気通信事業者は、同条第一号に規定する基礎的電気通信役務から同条第三号に規定する基礎的電気通信役務への円滑な移行その他の電気通信の健全な発達及び利用者の利益の保護を図るために特に必要と認める場合には、法第十九条第四項の規定に基づき、同条第一項の規定により届け出た契約約款に定める基礎的電気通信役務（同号に規定するものに限る。）の料金を減免することができる。

4　新施行規則様式第三十八の二については、当分の間、なお従前の例による。

5　この省令による改正後の電気通信事業報告規則様式第四については報告期限が平成二十四年四月一日以降である報告から適用し、同規則様式第五については報告期限が平成二十三年十月一日以降である報告から適用する。

6　この省令による改正後の電気通信事業会計規則別表第二様式第14は、施行日以後に開始する事業年度に係る財務諸表について適用し、施行日前に開始した事業年度に係る財務諸表については、なお従前の例による。

（検討）

7　総務大臣は、新施行規則第十四条第三号に規定する基礎的電気通信役務について、その提供の状況、市場環境の変化等を勘案しつつ検討を加え、その結果に基づき必要な見直しを行うとともに、この省令の施行後三年を目途として新施行規則及びこの省令による改正後の基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則の規定について見直しを行い、その結果に基づき必要な措置を講ずるものとする。

（基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則の一部改正）

8　基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則（平成十四年総務省令第八十四号）の一部を次のように改正する。

第十三条第一項中「第十四条各号」を「第十四条第一号及び第二号」に改める。